

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後高田市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県豊後高田市長

公表日

令和5年4月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法その他の介護保険に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき介護保険に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(具体的な事務)</p> <p>①資格管理に関する事務 ②介護認定に関する事務 ③給付に関する事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・資格情報ファイル ・給付情報ファイル ・賦課調定情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の68の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長 佐々木 真治
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 TEL:0978-22-3100
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 保険年金課 電話0978-22-3100
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課 〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 Tel.0978-22-3100	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 総務課 電話0978-22-3100	事後	
平成28年1月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保険年金課 〒879-0692 大分県豊後高田市御玉114番地 Tel.0978-22-3100	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 保険年金課 電話0978-22-3100	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 飯沼 憲一	保険年金課長 丸山野 幸政	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 丸山野 幸政	保険年金課長 大久保 正人	事後	
令和2年1月10日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年1月10日	II -①	平成27年4月1日	令和2年1月10日	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和2年1月10日	II -②	平成27年4月1日	令和2年1月10日	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を行った。
令和3年9月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別紙第二の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 大久保 正人	保険年金課長 佐々木 真治	事後	